**平成２２年（フ）第７８号**
青森県十和田市大字奥瀬字下川目２番地26
奥瀬団地３号
債務者　川畑　礼子
1　決定年月日時　平成22年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
青森地方裁判所十和田支部

**平成２２年（フ）第８１号**
青森県十和田市東十三番町１番６号　みどり荘３号室
債務者　横田美恵子
1　決定年月日時　平成22年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
青森地方裁判所十和田支部

**平成２２年（フ）第１１０号**
山形県東置賜郡高畠町大字根岸126番地
債務者　高橋美由紀
1　決定年月日時　平成22年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
山形地方裁判所米沢支部

**平成２２年（フ）第１１２号**
山形県東置賜郡高畠町大字入生田121番地の21
債務者　佐藤　　司
1　決定年月日時　平成22年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
山形地方裁判所米沢支部

**平成２２年（フ）第１１５号**
山形県長井市本町１丁目８番10号　M―ロフトM２内207号
債務者　松下　　穣
1　決定年月日時　平成22年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
山形地方裁判所米沢支部

**平成２２年（フ）第１２７号**
山形県米沢市下花沢２丁目５番18号
債務者　永井洋二郎
1　決定年月日時　平成22年８月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
山形地方裁判所米沢支部

**平成２２年（フ）第１９８号**
静岡県駿東郡長泉町南一色180番地の17
債務者　澤口　謙二
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２２年（フ）第２２０号**
静岡県沼津市志下626番地の４
債務者　木下　友廣
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２２年（フ）第２３４号**
静岡県伊東市富戸３番地
債務者　樋口　曜子
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２２年（フ）第２７１号**
静岡県三島市・若松町・4651番地の22
債務者　中山　秀昭
1　決定年月日時　平成22年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２２年（フ）第３５号**
岡山県倉敷市玉島勇崎676番地３
債務者　川原　浩之
1　決定年月日時　平成22年８月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２２年（フ）第２４０号**
岡山県倉敷市中庄1107番地４
債務者　清水　博史
1　決定年月日時　平成22年８月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

**平成２２年（フ）第１４５０号**
札幌市西区宮の沢３条４丁目14番15号　宮ケ丘アンビシオンセンター102号
債務者　冨永　剛資
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第１６５６号**
札幌市白石区東米里2124番地117
債務者　小椋　弘恵
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第１８３６号**
北海道恵庭市柏陽町４丁目４番１
債務者　舟根　政利
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第１８６８号**
札幌市厚別区厚別西１条１丁目１番55―503号
債務者　林　　秀樹
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第１８６９号**
札幌市厚別区厚別西１条１丁目１番55―503号
債務者　林　　良子
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２２年（フ）第１９６５号**
札幌市北区新川３条16丁目８番11号　荒井博敏方
債務者　石井　　敏
1　決定年月日時　平成22年８月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部